#### 答申第69号

(諮問第93号・第94号)

# 答 申

# 第1 審査会の結論

(諮問第93号)

大分県収用委員会(以下「実施機関」という。)が平成25年6月28日付けで行った個人情報一部開示決定については、別表1(添付略)の「開示すべき部分」を開示すべきである。

(諮問第94号)

実施機関が平成25年6月28日付けで行った個人情報不開示決定については、別表2(添付略)の「開示すべき部分」を開示すべきである。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

# 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成25年6月12日付けで実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「○○○○年○月○○日の収用委員会審理に関する私の情報及び大収委第○ ○号平成○○年○月○日付『意見書の提出命令について』を発出するに至った 経過が分かる議事録及び資料のすべて」

# 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり一部開示決定及び不開示決定 を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成25年6月28日付け一部開示決定(諮問第93号)
  - ア 開示請求に係る個人情報

平成〇〇年〇月収用委員会定例会議事録(以下「〇月議事録」という。) に記載された「意見書の提出命令について」に係るあなたの情報

イ 一部を開示しない理由

- (ア) 条例第15条第2号に該当するため (請求者以外の個人の情報が含まれているため)
- (4) 条例第15条第6号に該当するため (収用委員会内部の協議に関する情報であり、開示することで率直な意

見交換や意思決定の中立性等に支障が生ずるおそれがあるため)

(2) 平成25年6月28日付け不開示決定(諮問第94号)

ア 開示請求に係る個人情報

平成〇〇年〇月収用委員会定例会資料(以下「〇月資料」という。)に記載された「意見書の提出命令について」に係るあなたの情報

(「想定問答案」、「審理の進行について」及び「協議のポイント」)

イ 不開示理由

条例第15条第6号に該当するため

(収用委員会内部の審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することで率直な意見交換や意思決定の中立性等に支障が生じるおそれがあるため)

# 3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定及び不開示決定について、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第6条の規定により、それぞれ平成25年7月26日付けで、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

# 第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 諮問第93号について
- (1) 異議申立ての趣旨
  - 一部開示決定を取消し、収用委員、事務局の発言及び会長(「発言者」欄の 一部)の開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由
  - ア 条例第15条は、実施機関に個人情報の開示義務を義務づけている。確かに第15条第6号に「開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがあるもの」との例外規定がある。

しかし、「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることを説明する責任は収用委員会にあるはずである。「収用委員会内部の審議、検討又は協議に関する情報」が、不開示決定の根拠になるのであれば収用委員会は完全な秘密会になってしまう。収用委員会を秘密会にすることは、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号。以下「情報公開条例」という。)の「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現する」の精神に完全に違反している。

イ 発言者としての「会長」を墨塗りするのは問題である。「率直な意見の交換又は意思決定の中立性」を確保する努力をするのは、実施機関の長の最大の責務の一つである。「会長」の墨塗りは、収用委員会が「適正かつ円滑な運営」がなされていないことの証明である。情報公開条例の「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対旨する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現する」の精神に完全に違反している。

(3) 実施機関の説明に対する意見

既に平成〇〇年〇月〇〇日に裁決が行われている。情報を開示したからといって「委員会の率直な意見交換及び意思決定の中立性が阻害されること」はない。

即刻全面開示すべきである。

## 2 諮問第94号について

- (1) 異議申立ての趣旨 不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立ての理由
  - 1 (2) アに同じ
- (3) 実施機関の説明に対する意見
  - 1 (3) に同じ

#### 第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

### 1 諮問第93号について

(1) 本件対象公文書及び本件開示請求対象個人情報について

平成〇〇年〇月に収用委員会は、本件異議申立人を土地所有者とする収用事件の審理を開催した。そして審理後に定例会を開催し、審理結果について協議・検討を行い、起業者及び土地所有者に意見書の提出を求める方針を決定した。この協議、検討等を行った内容が当該議事録に記録されている。

議事録の当該箇所が開示請求対象個人情報である。

(2) 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第6号(審議・検討等情報)該当 性について

○月議事録には、「発言者」欄に発言者である収用委員会会長(以下「会長」という。)や収用委員会委員(以下「委員」という。)の名前が記録されている。

また、当該議事録の「発言内容」欄には、審理後に収用委員会定例会を開き、 本件異議申立人に意見書の提出を求めることについて協議、検討等を行った内 容が記録されている。

つまり、当該情報は、収用委員会の審議、検討又は協議に関する情報である。 そして、当該情報を開示することにより、委員個人の発言内容等が批判や批評の対象とされ、委員の率直な意見の交換が阻害されるおそれがあり、また、本来、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)の規定に基づく調査や審理の結果によって形成されるべき収用事件に対する委員の心証が、法が規定する手続外で行われる批判や批評によって形成され、又は動揺し、その結果、中立な意思決定が阻害されるおそれがある。法が、収用委員会を独任性の行政機関ではなく、衆知を集めて公平・妥当・確実な判断を行うことができる合議制の行政機関として構成し、また、そのために準司法的な手続を定めていることを考えれば、上記のとおり、当該情報を開示することによって、委員会の率直な意見交換及び意思決定の中立性が阻害されることによる支障は、看過し得ないものである。

以上のことから、当該情報は条例第15条第6号の不開示情報に該当するから、当該情報を不開示とした一部開示決定処分は妥当である。

# 2 諮問第94号について

- (1) 本件対象公文書及び本件開示請求対象個人情報について
  - ○月資料には、「想定問答案」、「審理の進行について」及び「協議のポイント」があり、これらは審理を円滑に遂行する方法等について予め収用委員会定例会で協議、検討等を行うため作成したものである。

当該資料に記録されている情報が本件開示請求対象個人情報である。

- (2) 本件開示請求対象個人情報の条例第15条第6号(審議・検討等情報)該当性について
  - ○月資料は、本件異議申立人に係る収用事件について当収用委員会が審理を 行うため、予め収用委員会定例会で協議、検討等を行うために作成したもので ある。

したがって、当該情報はいずれも収用委員会内部の審議、検討又は協議に関する情報である。

そして、当該情報を開示することにより、委員個人の発言内容等が批判や批評の対象とされ、委員の率直な意見の交換が阻害されるおそれがあり、また、本来、法の規定に基づく調査や審理の結果によって形成されるべき収用事件に対する委員の心証が、法が規定する手続外で行われる批判や批評によって形成され、又は動揺し、その結果、中立な意思決定が阻害されるおそれがある。

法が、収用委員会を独任性の行政機関ではなく、衆知を集めて公平・妥当・ 確実な判断を行うことができる合議制の行政機関として構成し、また、そのた めに準司法的な手続を定めていることを考えれば、上記のとおり、当該情報を 開示することによって、委員会の率直な意見交換及び意思決定の中立性が阻害 されることによる支障は、看過し得ないものである。

以上のことから、当該情報は条例第15条第6号の不開示情報に該当するから、当該情報を不開示とした不開示決定処分は妥当である。

# 第5 審査会の判断

# 1 諮問事案の併合審議

本件諮問事案は、平成25年7月26日付けで異議申立人が実施機関に対して行った2件の異議申立てに係る諮問事案である。審査会では、異議申立人が同一人であり、異議申立ての内容も同趣旨と認められることから、審議を効率的に行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則(昭和63年大分県規則第49号)第5条第1項の規定により併合して審議することとした。

## 2 条例第15条第6号について

本件異議申立ての対象は、前記一部開示決定処分及び不開示決定処分のうち、 実施機関が条例第15条第6号に該当するとして不開示とした部分である。

条例第15条第6号は、開示しないことができる個人情報として「県の機関内部若しくは機関相互間又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方公社との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがあるもの」と規定している。このうち、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関内部又は県の機関と国や他の地方公共団体との間において、意思決定が行われる場合、その最終決定に至る間において行われる審議、検討又は協議に関するすべての情報をいう。

また、同号は、上記情報を本人に開示すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがあることから、そのような場合に開示しないことができる個人情報とすることによって、県の機関内部の適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

なお、意思決定が行われた後であっても、上記情報が開示されると、外部から 反論、非難等がなされるおそれがあり、開示されることを前提にすると、将来の 同種の審議等に係る率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれその他当該審議、検討又は協議に支障が生ずるおそれがある場合は同号に 該当し得る。

以上を前提として、以下、不開示部分について、条例第15条第6号該当性を 個別に検討する。

# 3 諮問第93号について

#### (1) 本件対象公文書について

○月議事録には、異議申立人が所有する土地に係る収用事件において、起業者と被収用者から意見を聴取するための審理を開催するに当たり、審理前に開催された定例会では審理の進行等について、審理後に開催された定例会では今後の対応等について協議した内容が記録されており、議事内容のうち進行に係る発言を除く発言者及び発言内容が不開示とされている。

#### (2) 条例第15条第6号該当性について

収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るため、法に基づき各都道府県に設置されている準司法的な機能を持つ行政委員会である。各委員の適正かつ公平・中立的な任務の遂行は、そのような機能を果たす上で必須の前提であり、任務遂行を実現するためには、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能にすることが必要不可欠である。

それにもかかわらず、委員の意見をはじめ、審議の具体的内容が公にされるとなると、委員が外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、個人の責任が問われることを恐れたりするなど審議の具体的内容が公開されることによる心理的影響から自由、活発な意見の交換が阻害されたりするおそれがある。その結果、委員の公平・中立性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない。

よって、収用事件の審議や審理に係る発言内容は、これを開示すると、委員あてに反論・非難等が寄せられるなど、外部からの圧力や干渉の影響を受けるおそれがあり、今後、同種の定例会等において率直な意見交換に消極的となるなどの状況が予想されることから、条例第15条第6号の「開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

また、異議申立人は、会長の発言については発言者名を開示すべきと主張するが、会長の発言のうち定例会の進行に係る部分の発言者名はすでに開示されており、不開示としているのは、会長が一委員として協議において発言した部分についてであり、これは上記と同様の理由により、不開示が妥当と認められる。

一方、当該議事録には、実施機関から異議申立人に対し発出した文書の内容 や異議申立人から会長及び委員あてに送付された文書の内容について事務局か ら委員に説明した部分が見受けられた。

当該部分は、収用事件の審議や審理に関するものではなく、既に異議申立人が知り得ている情報であり、開示しても、収用委員会において率直な意見の交

換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められることから、別表1(2)(添付略)に記載された部分については開示すべきである。

# (3) 新たに開示すべき部分について

審査会が当該公文書の審査の過程において精査したところ、実施機関が開示請求者の個人情報以外の記載部分であるとして開示対象外とした箇所のうち、別表1(1)(添付略)に記載された部分については、定例会の進行に係る部分であり、異議申立人の個人情報であると認められた。

当該箇所については、審議の具体的な内容に係るものではないことから、当該情報を開示しても率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められることから開示すべきである。

# 4 諮問第94号について

## (1) 本件対象公文書について

実施機関が不開示決定した〇月資料は「想定問答案」、「審理の進行について」及び「協議のポイント」である。

「想定問答案」は、審理において予想される異議申立人の主張に対し、収用委員会としてどのように応答すべきか等について表形式で整理したものであり、「審理の進行について」は、審理を開催するに当たり、審理の進行及び会場警備等について作成されたものである。また、「協議のポイント」は、実施機関の今後の方針や異議申立人のこれまでの主張について整理されたものである。

# (2) 条例第15条第6号該当性について

これらの資料は、〇月定例会の審議等で使用するために作成され、かつ、実際に使用されたものであることから当該審議等と一体となる文書である。したがって、条例第15条第6号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当すると認められる。

そして、当該資料を開示されることを前提とすると、外部からの圧力等をおそれ、開示されることを前提にして資料を作成したり、また必要な資料を作成しないことなどにより審議が形骸化するなど、将来の同種の審議等に係る「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、適正な意思決定手続の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる。

一方、次に掲げる事項については、以下の理由により、開示すべきである。

# ア 想定問答案

表題については、不開示決定通知書に記載されており、また表頭部分の記載は表題から容易に推測できるものであり、当該部分を開示しても、収用委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるお

それはないものと認められることから、別表 2 (1)(添付略)については 開示すべきである。

#### イ 審理の進行について

当該資料には、実施機関から異議申立人あてに送付した文書やそれに対する異議申立人自らの主張について会長及び委員あてに送付した文書の内容等が記載されている部分があった。

当該部分は、既に異議申立人が知り得ている情報であり、開示しても収用 委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれはないものと認められることから、別表2(3)ないし(5)(添付 略)に記載された部分については開示すべきである。

また、別表 2 (6) (添付略) についても、県会計管理局用度管財課において作成された「庁舎利用の手引き」より抜粋した資料であり、現時点では本件開示請求とは別に公文書公開請求により、公開されているので、これを開示しても収用委員会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものと認められることから、同様に開示しても支障はないものと考える。

なお、当該資料の表紙については、審査の過程において○月定例会で実際に配布されたものとは異なるものを実施機関が取り違えて交付したことが確認されたことから、別表 2 (2)(添付略)のとおり実際に定例会で使用されたものを開示すべきである。

#### ウ 協議のポイント

別表2(7)(添付略)の表題については、不開示決定通知書に記載されており、また、別表2(8)ないし(9)(添付略)に記載された部分については、異議申立人の実施機関に対する主張を整理したものであることから、開示しても支障はないものと認められる。

# 5 結論

以上のことから、諮問第93号に係る実施機関の一部開示決定については、不 開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした 判断は妥当である。

また、諮問第94号に係る不開示決定については、不開示個人情報の一部は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした判断は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成25年 8月12日	諮 問 (第93号、第94号)	
平成26年 3月19日	事案審議(平成25年度第12回審査会)	
平成26年 4月30日	事案審議(平成26年度第1回審査会)	
平成26年 5月28日	答申決定(平成26年度第2回審査会)	

# 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

E	E	彳	5	職業	備	考
吉	田	祐	治	弁護士	会長	
城	戸	照	子	大分大学経済学部教授		
池	邉	英	貴	大分県商工会議所連合会専務理事		
森		哲	也	元大分合同新聞社特別顧問		
芥	芥 川 美佐子		生子	大分県地域婦人団体連合会理事		
貞	永	明	美	大分県医師会常任理事		
野	田	伸	子	元大分市立西の台小学校長		
佐	伯	圭-	一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授		
阿	南	栄	子	元大分市大南支所支所長補佐		